相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区上愛子字白沢二二番地、最後の住所千葉県長生郡長南町須田六番地一豊栄の里　被相続人　亡　庄子多利男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十日

千葉県成田市囲護台一丁目二番地二六

相続財産管理人　大藤　康弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市若葉区坂月町二二一番地一六、最後の住所千葉市若葉区坂月町二二一番地一六

被相続人　亡　海賓　義郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉六階B室　日名子・東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　東　耕三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市泉区岡津町二三六二番地、最後の住所横浜市中区本牧元町二〇番一九号ハマヤ荘二〇二号室　被相続人　亡　香澤　盤

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十日

横浜市中区常盤町一丁目一番地宮下ビル二階

相続財産管理人　弁護士　長谷川範子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市松葉一丁目二〇七五番地、最後の住所新潟県長岡市希望が丘二丁目一番地　希望が丘団地市営住宅二一五号室

被相続人　亡　家後　全郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十日

新潟県長岡市東坂之上町一丁目二番地六

ＧｒｏｗＩＮビル四〇一号室

相続財産管理人　弁護士　和泉　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明

被相続人　亡　木内彦四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十日

長野県佐久市塚原一九二七番地一一

相続財産管理人　司法書士　依田　淑史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市早良区野芥一丁目八四三番地一、最後の住所滋賀県高島市新旭町安井川一六三四番地二九　被相続人　亡　永嶌　紀行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十日

滋賀県大津市中央三丁目四番二八号第弐ワークスワン二〇二すみれ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木下　康代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西成区天下茶屋三丁目一九番地二、最後の住所滋賀県大津市真野普門三丁目一一二〇番地榛原の里

被相続人　亡　小林サクノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十日

滋賀県大津市中央三丁目四番二八号第弐ワークスワン二〇二すみれ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木下　康代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神崎郡大河内町上小田二九七番地の二、最後の住所大阪府東大阪市友井五丁目三番一七―一〇七号

被相続人　亡　溝内　隆一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館九階

相続財産管理人　弁護士　入江　教之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐南区上安七丁目八番、最後の住所広島市安佐南区上安七丁目八番二号

被相続人　亡　大楽　佳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十日

事務所　広島市中区上八丁堀八番二六号メープル八丁堀

相続財産管理人　弁護士　前田　有紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市本山町三四〇番地、最後の住所熊本市城南町宮地九〇三番地二

被相続人　亡　嶽野　充良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十日

熊本市中央区南千反畑町一―一二オリエント産業ビル三階

相続財産管理人　弁護士　山長　浩徳

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十八年五月二十日

一、墳墓等所在地　神奈川県横浜市旭区上川井町一七八三

一、墳墓等の名称　横浜浄苑ふれあいの杜

一、死亡者の本籍及び氏名　神奈川県相模原市南区相模台三丁目一一番　山田光江　山田幸之助、神奈川県横浜市旭区今宿東町七八〇　大坂五月、神奈川県横浜市青葉区鉄町一二三二番地　志田美佐男、神奈川県横浜市西区中央二丁目三二〇番地　上林仁吾、静岡県静岡市北番町一二番地　篠原直、神奈川県横浜市西区浅間台六八番地　加藤孝一

一、墓地使用者の本籍及び氏名　神奈川県横浜市瀬谷区南台一丁目三番地一　八原基子

一、改葬を行おうとする者　神奈川県横浜市港北区高田町二四一九　宗教法人本光寺　代表役員　平田　哲生

第28期決算公告

平成28年5月20日　千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

ネットワークサービス株式会社

代表取締役社長　八幡　弘

貸借対照表の要旨

（平成28年2月29日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,098,922	流動負債	897,055
固定資産	32,033	固定負債	217
有形固定資産	4,119	**負債合計**	**897,272**
無形固定資産	0	株主資本	233,683
投資その他の資産	27,914	資本金	10,000
		資本剰余金	223,683
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	221,183
		（うち当期純利益）	(119,777)
		純資産合計	**233,683**
資産合計	1,130,956	**負債・純資産合計**	1,130,956